審査基準

平成30年1月4日作成

法 令 名: 集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例

根 拠 条 項: 第1条

処分の概要:集会、集団行進及び集団示威運動の許可

原権者(委任先): 東京都公安委員会

法 令 の 定 め:

○ 集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例 第2条 第3条

審 査 基 準: 集会、集団行進及び集団示威運動の実施が、時間、場所又は方法により、次のいずれかにあたるため、公共の安寧を保持する上に直接危険を及ぼすと明らかに認められる場合のほかは、これを許可するものとする。

- 1 交通頻繁な道路において交通が著しく混乱することが明らかなとき。
- 2 国会の審議権の行使、裁判所の公判その他官公庁の事務(外国公館の執務を含む。)が著しく阻害されることが明らかなとき。
- 3 人の生命、身体に危険が及び、財産に対する重大な損害が発生し、又は正常な社会生活が著しくかく乱されることが明らかなとき。

標準処理期間: 当該集団示威運動等が公共の安寧に危険を及ぼすか否かを判断するために要する期間は、個々の事例により異なるため、定められない。

申 請 先: 開催地を管轄する警察署の警備課

問合せ先:同上

警備部警備第一課警備連絡係(電話 03-3581-4321 内線55252)

備 考: